

2026年 3月 3日

宮下製水冷蔵株式会社

総務部

一般事業主行動計画（変更）

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2025年 3月 1日～ 2027年 3月 31日までの 約2年間

2. 内容

目標1：育児休業等の制度についてのパンフレットを作成し、社員および管理職に配布し、制度の周知を図る。

<対策>

- 2025年度～ 制度に関する案内を作成、有期契約労働者のみならず社内掲示などによる全従業員への周知

目標2：有期契約労働者を含む全社員の年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間 10日以上とする。

<対策>

- 2025年4月～ 年次有給休暇の取得状況を年間通して管理
- 2025年4月～ 計画的な取得に向けて、定期的に部門責任者へ取得状況を共有し取得計画の策定

目標3：計画期間内に、育児休業に取得率を次の水準以上とする。

男性社員・・・取得率70%以上

女性社員・・・女性社員全体と有期雇用の女性社員それぞれについて、
取得率80%以上

<対策>

- 2025年4月～ 各職場における休業者の業務カバー体制の検討（代替要員の確保、業務体制の見直し、複数担当者制、多能工化など）・実施

目標4：フルタイム労働者の内の25～39歳の労働者の法定時間外・法定休日労働時間の平均を各月45時間未満とする。

<対策>

- 2025年4月～ 各人の業務量の見直し、DX化による業務効率化などの取組実施
- 2025年4月～ 各部署における問題点を検討し、改善を実施